

「治山林道必携 委託業務設計積算編（県運用事項等）の一部改正について」新旧対照表

新	旧
治山林道必携 委託業務設計積算編 （県運用事項等） <u>令和7年7月</u> 高知県林業振興・環境部 治山林道課	治山林道必携 委託業務設計積算編 （県運用事項等） <u>令和7年4月</u> 高知県林業振興・環境部 治山林道課

「治山林道必携 委託業務設計積算編（県運用事項等）の一部改正について」新旧対照表

新	旧
森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務積算要領（以下、「要領」という。）の県運用事項等について下記の通り定めるものであり、この運用により難しい場合は、根拠資料を整理の上、適用するものとする。 1.地質調査業務に関する運用事項（略） 2.測量業務に関する運用事項（略） 3.設計業務に関する運用事項 3-（1）～（2）（略） 3-（3）護岸工実施設計歩掛について（略） ア（略） イ（略） ウ（表略） 備考1（略） 2 護岸工の延長による補正は下記によること。 （表略） 3～4（略） エ（略） 3-（4）（略）	森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務積算要領（以下、「要領」という。）の県運用事項等について下記の通り定める。 1.地質調査業務に関する運用事項（略） 2.測量業務に関する運用事項（略） 3.設計業務に関する運用事項 3-（1）～（2）（略） 3-（3）護岸工実施設計歩掛について（略） ア（略） イ（略） ウ（表略） 備考1（略） 2 護岸工の延長による補正は下記によること。<u>（15高森整第445号平成15年7月1日通知）</u> （表略） 3～4（略） エ（略） 3-（4）（略）

「治山林道必携 委託業務設計積算編（県運用事項等）の一部改正について」新旧対照表

新										旧									
3- (5) 治山事業の測量・設計業務における計上区分について										3- (5) 治山事業の測量・設計業務における計上区分について									
種別				新規	継続	計上単位	備考			種別				新規	継続	計上単位	備考		
測量業務	7-2溪間工事測量	(1)踏査選点		◎	◎	1km				7-2溪間工事測量	(1)踏査選点		◎	◎	1km				
		(2)中心線測量		◎	◎	1km					(2)中心線測量		◎	◎	1km				
		1中心線測量		◎	◎	1km					2簡易中心線測量		×	×	1km				
		2簡易中心線測量		×	×	1km					3中心線縦断測量		×	×	1km				
		3中心線縦断測量		×	×	1km					1縦断測量		◎	◎	1km				
	(3)縦断測量	1縦断測量		◎	◎	1km				(3)縦断測量		◎	◎	1km					
		2簡易縦断測量		×	×	1km				2簡易縦断測量		×	×	1km					
		1横断測量		◎	◎	延長1km	護岸工、流路工、水脚工の場合			1横断測量		◎	◎	延長1km	護岸工、流路工の場合				
		2簡易横断測量		×	×	延長1km				2簡易横断測量		×	×	延長1km					
		(5)構造物計画位置横断測量		◎	◎	1横断				(5)構造物計画位置横断測量		◎	◎	1横断	治山ダム工の場合				
7-3山腹工事測量	(6)平面図作成		◎	◎	1件				(6)平面図作成		◎	×	1件						
	(1)踏査選点		◎	◎	1ha				(1)踏査選点		◎	◎	1ha						
	(2)山腹平面測量		◎	◎	1ha				(2)山腹平面測量		◎	◎	1ha						
	2簡易山腹平面測量		×	×	1ha				2簡易山腹平面測量		×	×	1ha						
	(3)山腹縦断測量		◎	◎	1.00m				(3)山腹縦断測量		◎	◎	1.00m						
	1山腹縦断測量		×	×	1.00m				1山腹縦断測量		×	×	1.00m						
	2簡易山腹縦断測量		×	×	1.00m				2簡易山腹縦断測量		×	×	1.00m						
	(4)山腹横断測量		◎	◎	1横断				(4)山腹横断測量		◎	◎	1横断						
	1山腹横断測量		×	×	1横断				1山腹横断測量		×	×	1横断						
	2簡易山腹横断測量		×	×	1横断				2簡易山腹横断測量		×	×	1横断						
(5)平面図作成		◎	×	1件				(5)平面図作成		◎	×	1件							
1-1打合せ協議				◎	◎	1件				1-1打合せ協議				◎	◎	1件			
設計業務	2溪間工設計	2-1-1治山ダム予備設計		×	×	1件	※適用しない			2溪間工設計	2-1-1治山ダム予備設計		×	×	1件	※適用しない			
		2-2-1, 2-2-2治山ダム実施設計		◎	◎	1件	※県運用事項3-(2)参照				2-2-1, 2-2-2治山ダム実施設計		◎	◎	1件	※県運用事項3-(2)参照			
		2-4-1流路工実施設計		×	×	1件	※適用しない				2-4-1流路工実施設計		×	×	1件	※適用しない			
		A.設計計画		×	×	1件	※県独自歩掛				A.設計計画		×	×	1件	※県独自歩掛			
		イ.安定計算		◎	◎	1件	※県独自歩掛				イ.安定計算		◎	◎	1件	※県独自歩掛			
	県運用3-(3)護岸工	ウ.構造図		◎	◎	1.00m	※県独自歩掛			ウ.構造図		◎	◎	1.00m	※県独自歩掛				
		エ.数量計算		◎	◎	1基	※県独自歩掛			エ.数量計算		◎	◎	1基	※県独自歩掛				
		県運用3-(4)流路工(帯工)		◎	◎	1.00m	※県独自歩掛			県運用3-(4)流路工(帯工)		◎	◎	1.00m	※県独自歩掛				
		1設計計画		×	×	1件	※県運用事項3-(2)に準ずる			1設計計画		×	×	1件	※県運用事項3-(2)に準ずる				
		2現地調査		×	×	1件				2現地調査		×	×	1件					
3-3山腹工設計	3基本事項検討		×	×	1件				3基本事項の決定		×	×	1件						
	4設計計算		A.施設設計		1件				4設計計算		A.施設設計		1件						
	イ.安定計算		◎	-	1件				イ.安定計算		◎	-	1件						
	A.平面図等(工種配置図等)				1件				A.平面図等(工種配置図等)				1件						
	イ.構造図				1件				イ.構造図				1件						
	ウ.数量計算		◎		1件				ウ.数量計算		◎		1件						
	エ.照査		◎		1件	※県運用事項3-(6)に準ずる			エ.照査		◎		1件	※県運用事項3-(6)に準ずる					
6設計説明書等				イ.報告書作成	◎		1件				イ.報告書作成		◎		1件				
1-1打合せ協議				×	×	1件				1-1打合せ協議				×	×	1件			
注) 1.◎：通常の場合、基本的に計上する。 2.○：現地の状況、必要に応じて計上する。 3.×：計上しない。 4.数量は計上単位ごとに小数第3位四捨五入2位止めとする。 5.山腹平面測量は、縦横断測量で把握できる場合(小規模な実播工、落石対策工のみの場合等)は計上しない。 6.縦横断測量は、新規、継続とも、設計に必要な延長分を計上する。 7.山腹工、溪間工が混在する設計の場合、設計説明書作成は山腹工としてのみ1件計上する。 8.治山ダム、流路工が混在する設計の場合、設計説明書作成は治山ダムとしてのみ1件計上する。 9.山腹水路工については、通常、他の山腹工事と一体で設置する場合(山腹工として一括できるもの)は山腹工として計上する。 10.ー：想定しない。 11.堤冠厚1.0m以上の帯工については垂直壁相当の規模として構造物計画位置横断測量を計上する。										注) 1.◎：通常の場合、基本的に計上する。 2.○：現地の状況、必要に応じて計上する。 3.×：計上しない。 4.数量は計上単位ごとに小数第3位四捨五入2位止めとする。 5.山腹平面測量は、縦横断測量で把握できる場合(小規模な実播工、落石対策工のみの場合等)は計上しない。 6.縦横断測量は、新規、継続とも、設計に必要な延長分を計上する。 7.山腹工、溪間工が混在する設計の場合、設計説明書作成は山腹工としてのみ1件計上する。 8.治山ダム、流路工が混在する設計の場合、設計説明書作成は治山ダムとしてのみ1件計上する。 9.山腹水路工については、通常、他の山腹工事と一体で設置する場合(山腹工として一括できるもの)は山腹工として計上する。 10.ー：想定しない。									
3- (9) ～ (15) (略)										3- (9) ～ (15) (略)									
4. 計画作成等業務に関する運用事項 (略)										4. 計画作成等業務に関する運用事項 (略)									
5. その他運用事項・例規等 (略)										5. その他運用事項・例規等 (略)									